

第4章 養介護施設における高齢者虐待防止への対応

<ポイント>

- 養介護施設という閉鎖的空間では、「介護する」「介護される」という関係の中で、不適切な関わりが日常化する土壌があるといわれています。
- 利用者をベッドや車いすに縛り付けるなどして身体の自由を奪う「身体拘束」は、原則として禁止されています。

1 養介護施設における高齢者虐待の禁止

養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、「高齢者虐待防止法」に定義される高齢者虐待の行為は決して許されることではありません。しかし、介護「する」「される」という行為は、常に従事者と利用者の間に力関係を生じさせる危険を内包しています。また、施設内という、限られたあるいは外部から遮断された空間の状況では、時間に追われたり、従事者の不足等の要因によっては、不適切な対応が行われる可能性は否定できません。さらに、そうした不適切な対応が日常化すると、高齢者虐待の認識そのものが希薄になってしまう恐れもあります。

2 通報・届出

「通報」や「届出」への対応は、養介護施設の所在地の市町村が行います。高齢者の居所と家族等の住所地が異なり、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には、速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。「通報」や「届出」を受けた市町村及び道に対しては、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護のための老人福祉法または介護保険法の規定による権限の適正な行使が定められています。（法第24条）

3 事実確認

従事者等による虐待の通報内容は、サービスに対する苦情であったり、虚偽であったり、また、過失による事故の可能性も考えられます。通報を受けた場合には鵜呑みにすることなく、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

通報者等は差し迫った状況下で通報等を行ってることが多々あるので、状況を正確に把握し、不明点や追加事項の確認を迅速に行うことにより、通報者等にとっての安心感につながります。

4 事実確認後の対応

町が行う「事実確認」により、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」が確認された事例に関して、市町村は厚生労働省令で規定された虐待に関する事項を道に報告しなければなりません（法第22条）。ただし、施設や事業所が調査に協力が得られない場合には、早期に道へ報告し、道と共同で事実確認を行うことを検討します。

5 身体的拘束に対する考え方

養介護施設などにおいては、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなど身体を自由を奪う「身体拘束」は、入所者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、「高齢者虐待」として対応する必要があります。その場合、以下の点について確認することが重要です。

<確認のポイント>

- ①緊急やむをえない状況であるかについて、養介護施設全体において十分な検討や議論が行われ、共通認識が得られているか。
- ②拘束とされる対応以外の方法の有無について、十分かつ慎重な検討や議論が行なわれているか。
- ③実施にあたって、その目的や意図を理解した上での記録が作成されているか。
- ④緊急やむをえず実施する拘束は、あくまで一時的なものであると認識し、常に解除に向けた意識を持って対応しているか。

このような取組みの無い中で身体的拘束が行われている場合は、適切な対応を図るよう、早急に指導する必要があります。

○身体拘束の具体例（参考：平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より）

- ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ⑥ 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつははずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する。

6 養介護施設設置者等の義務

「養介護施設の設置者」または「養介護事業を行う者」は、養介護施設従事者等への研修の実施、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置を講じなければなりません。（法第20条）

7 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を「公表」することと規定されています。（法第25条）

「公表」の対象となるのは、市町村又は都道府県が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われていたと認められた事例です。